

欧州委員会，単一市場政策へ向けた 50 提案を公表，EU 特許が第 1 項目に

2010 年 11 月 1 日

JETRO デュッセルドルフセンター

欧州委員会は，10月27日，単一市場政策へ向けた高競争力の社会市場経済のための50提案について，欧州議会，EU理事会，欧州経済社会委員会および地域委員会へのコミュニケーション（COM(2010) 608 final）を公表した。

本コミュニケーションは，欧州の持続可能で公正な経済成長を実現すること等を目的として，EU域内の単一市場を強化する具体的な取組について，2012年までに実行すべき50提案を欧州委員会がまとめたものであるが，その第1番目の項目として，最初のEU特許を2014年に発行することが掲げられる等，知的財産に対する欧州委員会の高い関心が伺える。

欧州委員会は10月6日にも「イノベーションユニオン」と題するコミュニケーションを公表しており，国際競争力を高めるイノベーションの観点からEU特許の必要性に言及していたが，今回のコミュニケーションでは，企業や市民の国境を越えた活動の基盤となるEU域内の単一市場を促進するという観点からも，EU特許に対する欧州委員会の強い意思が改めて示された。

ミシェル・バルニエ欧州委員（域内市場・サービス担当）はプレスリリースについて次のように述べている。「市場は経済と市民の両方に役立つ必要があり，それが我々の社会を定義づけるものである。しかし，現在，EUの単一市場はできる限りの自由を与えておらず，今以上のものを提供する必要がある。市民と大企業・小企業は，単一市場における自分自身のための利益を追求する必要がある。これは実際に緊急を要するものであり，欧州はこの潜在的な将来性を利用しないままにしておく余裕はない。よって，本日，単一市場をより機能させるために，2012年までに実行すべき50提案を発表することとなった。」

50の提案のうち知財に関連する特に興味深いものは以下のとおり。

提案 1

欧州議会とEU理事会は，EU特許とその言語および統一特許訴訟システムについての提案を採択するために必要なステップを取るべきである。最初のEU特許が2014年に発行されることを目標とする。

提案3

2010年に、欧州委員会は、法制面と非法制面の取組を含む模倣品および海賊版に対する行動計画を提案する。さらに2011年に、欧州委員会は、特にインターネットの発展によって生み出されたニーズを満たしこの分野での税関業務を発展させるために法的枠組を適応させる法制面の提案を行うと共に、第三国における知的財産権の行使における欧州委員会の戦略を再点検する。

— 欧州委員会によるプレスリリースは、以下参照 —

[The Single Market Act](#)

— コミュニケーションの本文は、以下参照 —

[Towards a Single Market Act – For a highly competitive social market economy \(PDF\)](#)

— 「イノベーションユニオン」については、以下参照 —

[欧州知的財産ニュース 2010年9～10月号 \(Vol. 40\)](#)

(以上)